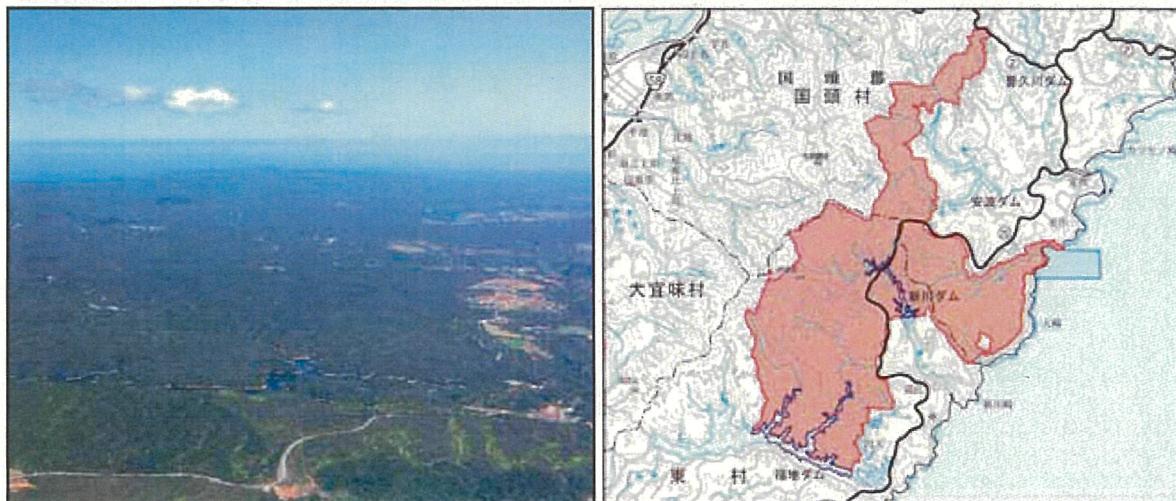


第1節 米軍の施設別状況

1 海兵隊

(1) FAC 6001 北部訓練場 (Northern Training Area)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：国頭郡国頭村（字安波、字浜）
 // 東村（字高江、字宮城、字川田）
 (イ) 面積：36,584千m²^{*1}

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
国頭村	13,541	—	29	344	13,914
東村	22,670	—	—	—	22,670
合計	36,211	—	29	344	36,584

(ウ) 地主数：2名

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物^{*2}

- 建物：司令部庁舎、隊舎、車庫、ポンプ室、消防舎、弾薬貯蔵庫ほか
- 工作物：訓練施設、汚水処理施設、アンテナ、航空燃料タンク、ソフトボール場、保安柵、給水設備、貯水槽ほか

(カ) 基地従業員：MLC18名

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

- 管理部隊名：海兵隊キャンプ・バトラー基地司令部
- 使用部隊名：海兵隊ほか

(イ) 使用主目的及び使用条件（5. 15メモ^{*3}等より）

○使用主目的：訓練場

○使用条件：

- a 1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練演習場への立入り、責任、警戒

*1：面積、地主数、年間賃借料、基地従業員は沖縄防衛局資料（平成29年1月1日現在、年間賃借料は平成28年度実績額）より。

*2：主要建物及び工作物、管理・使用部隊名は沖縄防衛局資料（「提供施設・区域の使用実態等調査書（沖縄県所在分）」平成29年1月）等より。

*3：1972年（昭和47年）5月15日の日米合同委員会で承認、署名された「施設分科委員会覚書」のこと。平成9年3月25日全文公表。第1章第3節「施設分科委員会覚書（5. 15メモ）」（9頁）を参照。

「通告」に関する合同委員会合意を適用する。

- b 海兵隊師団及びその支援部隊に編成上割り当てられるすべての兵器の実弾射撃は、本施設・区域内の指定射撃場内で認められる。日米両国政府の要求を満たすように実弾砲兵射撃のための適当な弾着区域を設定するため共同調査が実施される。この弾着区域が特定されるまで本施設・区域内の実弾砲兵射撃を行わない。水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃は認められる、また、緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。
- c 合衆国政府は、本施設・区域内にある指定された水源涵養林並びに特に保護すべきものとして指定された鳥類及びそれらの自然生息地に対し、いかなる損害も与えないようあらゆる合理的な予防措置を講ずる。
- d 合衆国政府は、指定された水源涵養林保護区域に大きな物理的变化をもたらすような計画については、事前に日本国政府と調整を行う。
- e 合衆国政府は、水源涵養林保護区域の維持に関する検査、保守その他の作業のため、現地林野庁職員又はその指定を受けた職員の出入を保証する。この出入は合衆国軍隊の活動を妨げない限り認められる。

(ウ) 施設の現状及び任務

北部訓練場は、ほとんどが起伏の激しい森林地であり、キャンプ・ハンセンに次ぐ広さの訓練場である。

海兵隊の管理の下に、海兵隊の各部隊のほか陸軍、海軍、空軍の各部隊が対ゲリラ訓練、歩兵演習、ヘリコプター演習、脱出生還訓練、救命生存訓練及び砲兵基本教練などの訓練を実施するなど、対ゲリラ訓練基地として使用されている。

同訓練場のベースキャンプはキャンプ・ゴンサルベス (Camp Gonsalves) と呼ばれ、教室、診療所、部隊事務所、運動場等があるほか、演習場内には、21箇所のヘリパッドもある。

同演習場では、現在、実弾射撃訓練は実施されていない。

なお、同訓練場には沖縄県の管理する主要地方道国頭東線がある。

同訓練場一帯は、沖縄本島唯一の森林地帯として県土保全、水源涵養の大きな機能を果たしており、また、国指定特別天然記念物ノグチゲラ、国指定天然記念物ヤンバルクイナ、アカヒゲ、ケナガネズミ、トゲネズミ、ヤンバルテナガコガネ等の棲息地といわれている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電柱等用地	0千m ²	昭47.5.15
	高圧送電線路用地	0千m ²	昭57.9.16
○電源開発株式会社	海水揚水発電施設用地	49千m ²	平2.3.15
○沖縄県	道路用地(県道70号線)	271千m ²	平2.11.8
○日本放送協会沖縄放送局	テレビ共同受信施設	0千m ²	平25.7.16
計 4名	5件	320千m ²	

b 地位協定第2条第4項(b)：米軍による一時使用

提供施設	使用期間	面積	追加提供年月日
○福地ダム及び新川ダムの貯水池等	必要の都度	1,259千m ²	昭62.11.27

(オ) 沿革

昭和32年10月25日	「北部海兵隊訓練場」として使用開始。
昭和38年2月3日	一部追加使用。
昭和45年12月末	国頭村安田に実弾射撃訓練場が建設され、米軍が実弾射撃訓練を実施しようとしたが、県民の反対にあい中止。
昭和47年5月15日	「北部訓練場」として提供開始。
昭和49年1月30日	北部ダム用地部分の返還と返還後の地位協定第2条第4項(b)での使用を合意(第15回日米安全保障協議委員会)。
昭和49年2月21日	ダム用地返還後の米軍の訓練内容について合意(日米合同委員会)。
昭和49年6月6日	北部4ダム建設用地部分約2,524,000m ² について、沖縄総合事務局が工事期間中、地位協定第2条第4項(a)に基づき共同使用することに合意(日米合同委員会)。

昭和51年7月8日 県道名護国頭線(県道70号線)以南の一部約12,800,000m²の無条件返還を合意

- (第16回日米安全保障協議委員会)。
- 昭和52年5月19日 付属施設として、工作物（車両ゲート及び表示板1個）を追加提供。
- 昭和52年10月15日 県営総合農地開発事業用地として、1,303,000m²を返還（第16回安保協合意の一部）。
- 昭和52年12月15日 10月15日の返還用地の代替施設として、国頭村宇安波東方海岸約269,300m²を追加提供。
- 昭和55年2月27日 海兵隊総司令官が、米上院で、北部訓練場の着弾区域の指定及び対戦車ミサイルの実弾発射訓練の実施を日本側と協議中と証言。
- 昭和56年12月22日 キャンプ地区南西1.6kmの地点に建設されたハリアーパッドを使用して、ハリアー機の離発着訓練を実施。
- 昭和58年11月21日 在日米軍沖縄地域調整官は三者協の席上、ダム用地返還後の米軍の訓練内容8項目のうち、浮橋建設及び利用等の5項目を実施しないと言明。
- 昭和60年9月10日 事務所などとして、建物約2,500m²と工作物（舗床等）を追加提供。
- 昭和62年1月 山口県岩国基地に配備が予定されていたハリアーの訓練場として、北部訓練場内の安波ダム南約270mの場所にハリアーパッド建設を計画、着工しようとしたが、地元の強い反対で工事が中断。
- 昭和62年3月31日 農地開発地域約409,000m²を返還（第16回安保協合意の一部）。
- 昭和62年11月26日 北部4ダム用地として約3,193,000m²を返還。
- 昭和62年11月27日 北部4ダムの貯水池等約2,817,000m²を訓練施設として追加提供（地位協定第2条第4項（b）提供）
- 昭和62年12月 米海軍は、国頭村宇安波でハリアーパッド建設用地の測量に入ったが、区民の反対にあい中止（その後建設を断念し、伊江島補助飛行場内に建設）。
- 昭和63年6月21日 海兵隊が、福地ダム北側の入り江で浮橋を使用した筏操作訓練を実施（～22日）。
- 昭和63年8月8日 在日米軍沖縄地域調整官は三者協の席上、代替地が見つかるまでの間、北部ダムにおける訓練を中止すると言明。
- 昭和63年9月22日 土砂流出防止用ダムとして、安波川下流に工作物（土留）を追加提供。
- 平成2年4月30日 海水揚水発電技術実証試験プラント用地約164,000m²を返還（第16回安保協合意の一部）。
- 平成2年6月19日 日米合同委員会は、軍転協から返還要請のあった一部の土地（4,504,000m²）について、返還に向けて調整・手続を進めることを確認（その後、面積を見直し。面積中に第16回安保協事案2,634,000m²を含む。）。
- 平成2年8月 米陸軍は、国頭・東村境の伊湯岳山頂に、キャンプ瑞慶覧と八重岳通信所を結ぶ伊湯岳マイクロウエーブタワーを建設。
- 平成5年3月31日 平成2年6月19日の日米合同委員会において、返還に向けて調整・手続を進めることができ確認された我地、伊部岳鳥獣特別保護区、高江地区の約4,798,000m²の土地を返還。（我地及び高江は第16回安保協合意の一部）
- 平成8年12月2日 S A C O最終報告で、ヘリコプター着陸帯の移設及び海への出入のための土地、水域の新規提供を条件に、平成14年度末を目途に北部訓練場の過半（約39,870,000m²）を返還すること等を合意。
- 平成10年11月19日 日米合同委員会において、安波訓練場の返還条件として、土地及び水域の追加提供を合意。
- 平成10年12月17日 上陸訓練のため、土地381,845m²と水域約1,210,000m²を追加提供。
- 平成11年4月27日 7箇所のヘリコプター着陸帯を移設等の後、過半を返還することを日米合同委員会で合意。
- 平成18年2月9日 平成11年4月の合意の変更（ヘリコプター着陸帯の数を7箇所から6箇所に、造成規模を直径75mから45mに変更）について、日米合同委員会で合意。
- 平成19年3月13日 日米合同委員会において、S A C Oで合意された、北部訓練場の過半の返還条件であるヘリコプター着陸帯（3箇所）の建設の実施に合意。
- 平成19年10月31日 村道辺野喜・楚洲線道路用地として、約90,000m²を返還。
- 平成20年1月9日 日米合同委員会において、ヘリコプター着陸帯（残り3箇所）の建設工事実施に合意。
- 平成27年2月17日 ヘリコプター着陸帯として、工作物（舗床等）を追加提供（2箇所）。
- 平成28年12月22日 S A C O最終報告で合意した過半の土地等約40,100,000m²を返還。
水域約1,558,000m²の共同使用を解除。

〃 ヘリコプター着陸帯として、工作物（舗床等）を追加提供（4箇所）。
平成29年3月1日 環境負荷低減対策設備として、工作物（水道等）を追加提供。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

北部訓練場は、沖縄本島の北部山地東側斜面に位置し、西側に沖縄本島の最高峰与那覇岳（503メートル）をはじめとする尾根が広がり、東側は海岸沿いに国頭村安波、東村高江等の集落が散在する。

平成28年9月15日、北部訓練場を除く国頭村、東村、大宜味村の各一部陸域及び地先海面の一部が、やんばる国立公園（面積：17,292ヘクタール）に指定されている。

同訓練場の所在する国頭村の面積は194.80平方キロメートル、平成27年10月1日現在の人口は4,908人で、昭和55年4月1日に過疎地域に指定されている。国頭村には、同訓練場のほか奥間レスト・センターが所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、7.4パーセントである。このほか、海上自衛隊の国頭受信所も所在するため、防衛施設の占める割合は、7.6パーセントになる。

東村の面積は81.88平方キロメートル、平成27年10月1日現在の人口は1,720人で、国頭村と同様に昭和55年に過疎地域に指定されている。東村面積に占める米軍基地の割合は、27.7パーセントである。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

北部訓練場及びその周辺では、航空機事故が復帰後16件発生しているが、すべてヘリコプターによるものであり、そのうち墜落事故は6件にのぼり、森林資源・林業施設等に被害を及ぼしている。北部訓練場ではヘリコプターの訓練が行われているため、沖縄本島随一の森林地帯は、ヘリコプターの墜落による火災発生の危険に常にさらされている側面がある。

（北部訓練場周辺における主な事件・事故）

- 昭和48年8月2日 普天間飛行場所属CH-46ヘリコプターが施設内の伊湯岳頂上付近で墜落。
乗員3名死亡、1名行方不明。
- 昭和48年8月8日 普天間飛行場所属CH-46ヘリコプターが安波海岸付近を飛行中、高压線に接触して安波集落から300mの畠に緊急着陸。高压線の破損により、国頭村全戸が3時間にわたり停電。
- 昭和50年6月24日 普天間飛行場所属CH-46ヘリコプターが飛行訓練中、安波ダム建設工事現場の工事資材運搬用ロープに接触、施設内に墜落炎上。乗員3名死亡。
- 昭和52年11月9日 普天間飛行場所属CH-46ヘリコプターが北部訓練場向け飛行中、エンジン不調により、宜野座村漢那の民間牧草地に緊急着陸。
- 昭和55年12月19日 普天間飛行場所属CH-46ヘリコプターが通常の訓練中、木材搬出用ワイヤーに接触、施設内の安波ダム貯水予定地域に墜落。乗員1名死亡、2名重傷。
- 昭和57年1月31日 施設外の国頭村安波で、米兵が空砲を発砲。
- 昭和60年7月12日 普天間飛行場所属CH-53Dヘリコプターが編隊飛行訓練中、1機が辺野喜ダム付近の林道に墜落炎上。乗員4名死亡。
- 昭和61年9月20日 普天間飛行場所属CH-46ヘリコプターが点検のため、国頭村安田の農道に緊急着陸。
- 昭和62年5月16日 普天間飛行場所属CH-46ヘリコプターが北部訓練場内で訓練飛行中、エンジン部分の故障のため、国頭村安田の農道に緊急着陸。
- 昭和62年7月11日 普天間飛行場所属AH-1Jヘリコプターが飛行中、トランスマッisionのオイル漏れのため、国頭村楚洲の牧草地に緊急着陸。
- 昭和62年9月21日 北部訓練場上空で訓練中の海兵隊ヘリコプターが、信号灯を誤って施設外に投下し、国頭村字安田の沖縄県乳用牛育成センター内の原野部分約37m²を焼失。
- 昭和63年6月4日 東村高江の県道70号線に近い訓練場内で、待ち伏せ訓練中の海兵隊員が使用した催涙ガスが流出し、県道を通行中の民間車両の乗員2名が目や喉の痛みを訴えた。
- 昭和63年10月31日 普天間飛行場所属CH-46ヘリコプター2機が、編隊飛行訓練中に衝突し、うち1機が伊湯岳東側の山林に墜落、炎上。乗員4名死亡。
- 平成元年12月10日 提供施設外の辺野喜ダム上流付近で米軍が携帯食品を食べ散らかしたり、電池や注射器を放置していたことが判明。

- 平成4年10月26日 信号弾による山林火災が発生し、1,132m²を焼失。
- 平成4年10月28日 山林火災が発生し、1,655m²を焼失。
- 平成11年4月19日 海兵隊所属CH-53Eヘリコプターが北部訓練場の沖合に墜落。乗員4名死亡。
- 平成11年8月11日 海兵隊所属UH-1Nヘリコプターが、東村営グランドに緊急着陸。
- 平成12年5月23日 海兵隊員が、提供施設外の東村高江の土地改良区に誤って進入し、ペイントボール模擬弾を発射。
- 平成12年7月23日 海兵隊員が、提供施設外の東村高江の国有地で、誤って廃棄物を投棄。
- 平成13年10月11日 韓国テグ基地所属MH-47ヘリコプターが、国頭村安田の沖縄県乳用牛育成センター敷地内の牧草地に緊急着陸。
- 平成17年11月9日 嘉手納基地所属のHH-60ヘリコプターが国頭村の海浜地に緊急着陸した。
- 平成19年1月5日 福地ダム湖面で、米軍のペイント弾1,500発が入った袋1袋が発見された。その後、同年3月までに、福地ダムや新川ダムで、米軍のペイント弾等が相次いで発見、回収された。
- 平成22年12月23日 東村高江区で、市民団体のテントが、米軍ヘリと思われる風圧が原因で、足が曲がり、椅子や看板が飛ばされた。
- 平成29年10月11日 普天間基地所属のCH-53Eが飛行中に火災を起こし、東村高江の牧草地に不時着、炎上した。

(ウ) 着弾区域設定問題

昭和55年2月27日の米上院軍事委員会におけるパロー米海兵隊総司令官の証言で、海兵隊は、北部訓練場において着弾区域の設定及び対戦車ミサイル(TOW)の実弾発射訓練の実施について、日本政府との間で協議中であることが3月26日に報道された。

県は、昭和55年6月4日、第6回三者協幹事会を開催し、①北部訓練場には水源かん養林があり、実弾演習が継続的になされるとその本質的な機能が損なわれ、沖縄県の水供給事業に大きな影響を与えること、②北部訓練場の区域内には国の特別天然記念物で世界でも珍しく、学術的にもきわめて価値のあるノグチゲラが生息する鳥獣特別保護地区も指定されていることから、実弾発射訓練に強く反対した。この結果、日米両政府間の協議とは別に、県と現地海兵隊とで話し合いを続けることで合意した。

この問題については、国会の場でも議論される等社会・政治問題化したこと、その後ヤンバルクイナが発見され、天然記念物に指定されたこともあり、今日まで着弾区域の指定はなされていない。

(エ) 北部4ダムの一時使用問題

昭和49年1月30日の第15回日米安全保障協議委員会において、安波ダム、普久川ダム、新川ダム及び福地ダムの用地部分の返還と、返還後に地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設・区域として使用されることが合意されたことに伴い、同年2月21日、日米合同委員会は、ダム用地返還後の米軍の訓練内容について合意した。その内容は、①浮橋の建設及び利用、②応急渡河術、③波乗り訓練、④水陸両用車の使用による訓練、⑤ヘリコプターによる空海救助訓練、⑥水質浄化訓練、⑦ヘリコプターによる消火訓練、⑧小型船艇操作訓練の8項目である。

北部4ダムの完成した昭和58年、県は、11月21日の第8回三者協において、これらのダムが県民の飲料水として利用されているものであり、たとえ訓練により水質を汚濁するようなことがないにしても、県民の心情面から好ましくないとの観点にたって、これらのダムの貯水池では訓練をしないよう提案、協議した。その結果、在日米軍沖縄地域調整官は、ダム用地返還後の訓練内容8項目のうち、浮橋建設・使用等①から⑤の項目については実施しない、⑥から⑧の項目については実施がありうる、また、訓練を実施する場合、水面を汚染しない、と回答した。

昭和62年11月26日、北部ダム工事のため約3.2平方キロメートルが返還され、うち約2.8平方キロメートルが地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域として追加提供された。

翌昭和63年6月21日、海兵隊は、22日までの2日間、福地ダム北側の入り江で浮橋を使用した筏操作訓練を実施した。これは、昭和56年夏の訓練以来のことであった。

県は、同年8月8日の第13回三者協において、訓練による水質汚染はないとしても、県民の心情から好ましいことではなく、訓練が再び実施されると県民との相互信頼関係が根本から損なわれかねないことから、ダム貯水池での訓練を廃止するよう提案、協議した。その結果、在日米軍沖縄地域調整官からは、代替地が見つかるまでの間、北部ダムにおける訓練を中止する、との回答があった。その後、米軍は、北部4ダムでの訓練を実施していない。

(オ) 枯葉剤散布証言

沖縄返還前における米軍による枯葉剤の保管の使用等に係る問題が米退役軍人により、証言されたが、米側は、枯葉剤の保有・使用等の裏付ける記録は確認できなかつたと回答している。

工 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

平成8年12月2日のSACO最終報告では、平成14年度末までを目途に北部訓練場の過半（約3,987ヘクタール）を返還し、また、特定の貯水池（約159ヘクタール）についての共同使用を解除することが合意された。なお、当該返還に当たっては、次の2つの条件が付けられている。

- ①北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地（約38ヘクタール）及び水域（約121ヘクタール）を提供する。
- ②7箇所のヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。
なお、特定の貯水池とされる部分については、普久川ダム（約48ヘクタール、全部返還）、安波ダム（約56ヘクタール、全部返還）、福地ダム（約56ヘクタール、一部返還）の3ダムである。

その他、SACO最終報告では、安波訓練場について、前述の北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、共同使用が解除されることも合意され、平成10年12月に前述した返還条件①と同時に実施された。

返還条件②については、平成18年2月の日米合同委員会において、残余の部分に建設するヘリコプター着陸帯を、7箇所から6箇所に変更することが合意され、平成27年2月に2箇所、平成28年12月に4箇所の着陸帯が追加提供された。

これら返還条件を満たしたことにより、平成28年12月22日、北部訓練場の過半の土地約4,010ヘクタールが返還されるとともに貯水池約156ヘクタールの共同使用が解除された。

(イ) 跡地利用計画

a 国頭村

国頭村が平成13年8月に策定した「北部訓練場・安波訓練場跡地利用計画」では、①自然環境の保全、継承、活用、②地場産業の振興、定住の促進、③新たな価値を生み出す観光の創出、村内の均衡ある利用の展開を基本方針に、訓練場跡地を中心に展開するプロジェクトイメージが、調査検討を重ね策定され、安波訓練場跡地に国頭村環境教育センターが平成23年にオープンしている。

b 東村

平成5年に返還された高江地区内の1.64平方キロメートルについては、平成8年1月に、東村高江地区返還軍用地跡地利用計画の概要調査が行われた。これによると、①自然環境の保護・保全エリア、②沿道サービスエリア、③自然林滞在エリア、④生態系利活用型産業エリア、⑤渓流アドベンチャーエリアの5つのエリアに区分され、跡地利用計画の指針が示されている。

また、平成8年12月のSACO最終報告において、北部訓練場の過半の返還が合意されたのを受けて、平成9年3月には、既返還地と新たに合意された地域を含めて、北部訓練場跡地利用基本構想が定められており、大きく分けて、「自然環境保存ゾーン」と「自然環境活用ゾーン」の2つのゾーンが設定され、自然環境活用ゾーンの拠点施設として、亜熱帯自然保護センター（仮称）の整備が計画され、平成13年度には基本構想策定調査が行われた。